

# 防犯灯の移管等に関する基本的なルールについて

令和7年6月30日時点

町内会等の防犯灯を市に移管します（令和8年4月1日予定）

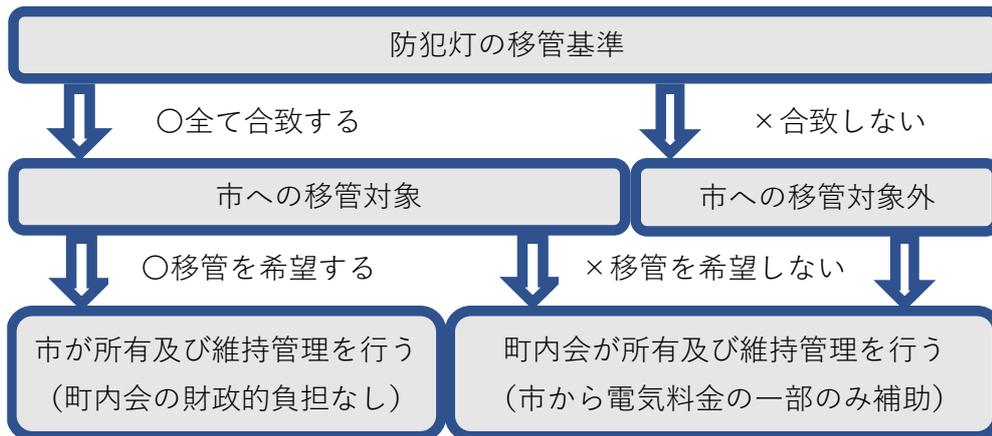
## ○移管対象となるもの

- ① 町内会及び連合町内会等の地域の団体が設置又は維持管理していること。
- ② 不特定多数の地域住民等が通行する場所を照明していること。
- ③ 電力会社の料金契約種別が「公衆街路灯契約」であること。  
※電柱等に設置されている防犯灯は、基本的に公衆街路灯契約です。
- ④ 専用柱（防犯灯設置のための木柱や鋼管柱）により防犯灯を設置している場合は、土地の賃借料が無償であり、土地所有者の承諾を得ていること。  
※これに適合する場合は、専用柱も市へ移管することができます。

## ×移管対象とはならないもの

- ① 個人住宅の敷地内を主に照明しているもの。
- ② 集合住宅等の駐車場を主に照明しているもの。
- ③ 商店街等が商業活動等のために設置及び維持管理しているもの。

## ●防犯灯移管の流れ



灯具のみ



灯具+専用柱

※1 市に移管しない防犯灯は、引き続き町内会等に管理を行っていただきます。電気料金の補助については、今後、見直しを検討しますが、当面の間は従来どおり一部を補助します。灯具の交換や撤去にかかる費用の補助は行いません。

## 市に移管後（令和８年度以降）の防犯灯設置の考え方

### 設置基準

- ① 不特定多数の地域住民等が通行する場所であること。  
（集合住宅等の敷地内道路を照明する場所は除く）
- ② 既存の屋外照明からおおむね３０メートル以上離れていること。  
（交差点等の道路形状の理由でやむを得ないときはこの限りではない）  
※屋外照明：防犯灯、道路照明灯、公園灯など
- ③ 防犯灯の照明により住宅等に影響が生じる可能性があるときは、所有者または管理者の同意を得ていること。
- ④ 専用柱により防犯灯を設置する場合は、土地の使用料が無償であり、近くの電柱から直接電気の供給が受けられること。

**※設置基準に照らし、不要と判断した防犯灯は撤去します。**

### ●今後の主なスケジュール

#### ・令和７年８月下旬～ 防犯灯の移管等に関する相談会の開催

市内コミュニティ施設１０か所で防犯灯の移管等に関する相談会を開催します。申込不要ですので、お気軽にお越しください。

#### ・令和７年１１月１０日 「防犯灯移管希望調査書」ほか関係書類の提出〆切

提出された内容を基に、市において電力会社との契約変更手続きを行います。

#### ・令和８年４月１日（予定） 防犯灯の市への移管

移管を希望した防犯灯の所有権が市に移り、市において防犯灯の維持管理を行います。地域の方々には故障等を発見した際に市への連絡をお願いします。４月１日に移管が完了する場合、３月３１日使用分までの電気料金は、４月中に町内会等へ請求される予定です。防犯灯の移管が決定しましたら、改めて文書にて通知します。